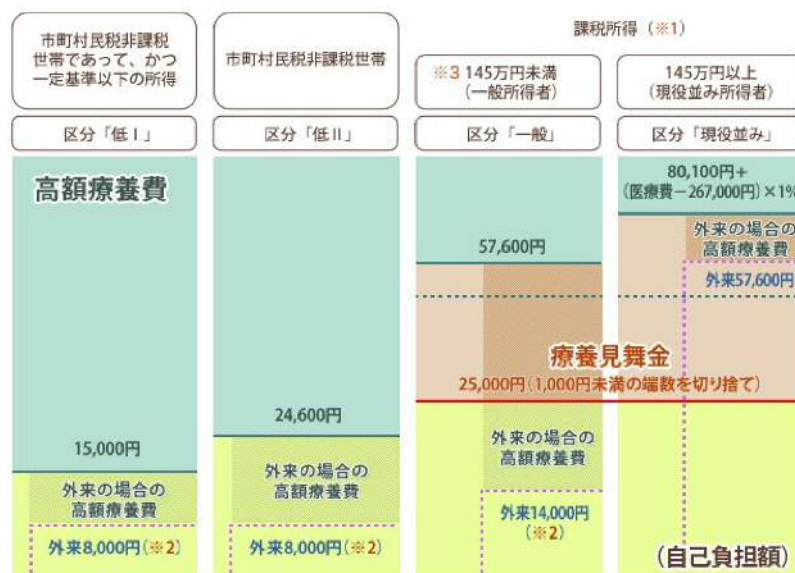


◆平成 29 年 8 月から平成 30 年 7 月診療分まで

70歳以上の被保険者の自己負担限度額（ひと月当たり）



※1 課税所得とは、よくある質問の「旧ただし書き所得、課税所得（課税標準額）とは」をご確認ください。

※2 外来療養に係る年間の高額療養費（平成29年8月診療分からが対象）

基準日（7月31日）時点の所得区分が「一般」、「低Ⅰ」、「低Ⅱ」に該当する場合は、計算期間（前年8月1日～7月31日）のうち、「一般」、「低Ⅰ」、「低Ⅱ」であった月の外来療養の自己負担額の合計が144,000円を超えたとき、その超えた額を高額療養費として支給します。

※3 課税所得が145万円以上であっても次のいずれかに該当する場合があります。

- ・生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者の属する世帯で旧ただし書き所得の合計額が210万円以下である場合。
- ・収入合計額が520万円未満（1人世帯では383万円未満）である場合。

(注) 破線（- - - - -）は多数該当（よくある質問の「高額療養費の多数該当とは」をご確認ください。）であり、破線（- · - · - ·）は外来診療分において個人単位で計算される場合の限度額です。